

# 人事行政の運営等の状況について

「真岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度の真岡市の人事行政の運営等の状況について公表します。

## 1. 給与について

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H27.1.1 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の 人件費率
平成 27年度	81,311人	千円 30,981,834	千円 1,821,745	千円 3,920,899	12.7%	12.8%

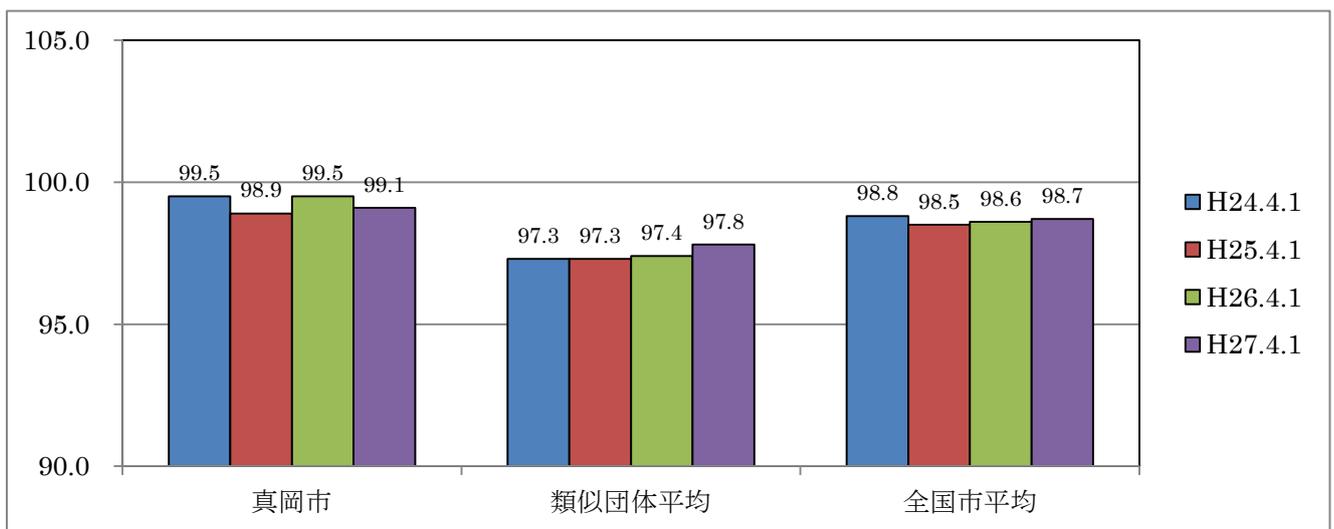
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 28年度	人 422	千円 1,688,581	千円 305,887	千円 672,507	千円 2,666,975	千円 6,320

### (3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成24年4月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
真岡市	99.5	98.9	99.5	99.1
類似団体平均	97.3	97.3	97.4	97.8
全国市平均	98.8	98.5	98.6	98.7



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
真岡市	43.8歳	338,013円	396,745円	364,073円
栃木県	43.4歳	341,885円	418,911円	372,600円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.6歳	323,284円	393,393円	354,248円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
真岡市	50.5歳	29人	308,466円	341,214円	323,377円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	—	—	—	—	調理士	44.5歳	256,300円	—
うち 用務員	49.9歳	19人	304,621円	324,146円	315,896円	用務員	54.6歳	200,300円	1.62
うち 清掃職員	55.5歳	2人	329,400円	355,357円	344,057円	廃棄物処理 業従業員	44.9歳	289,500円	1.23
うち 自動車運転手	53.2歳	6人	320,150円	392,742円	337,699円	自家用乗用 自動車運転手	49.2歳	226,000円	1.74
栃木県	51.7歳	288人	345,900円	394,563円	372,487円	—	—	—	—
国	50.2歳	2994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	29人	302,946円	330,024円	315,527円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段は全ての手当（通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外手当、地域手当、特殊勤務手当、宿日直手当）込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 民間データは、厚生労働省が公表している「賃金基本構造統計調査」による、栃木県内の平成24年から平成26年の3ヶ年平均の数値です。ただし、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均の数値を記載しています。

(5) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		真岡市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円 [Ⅱ種]
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円 [Ⅲ種]
技能労務職	高校卒	135,400円	144,200円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

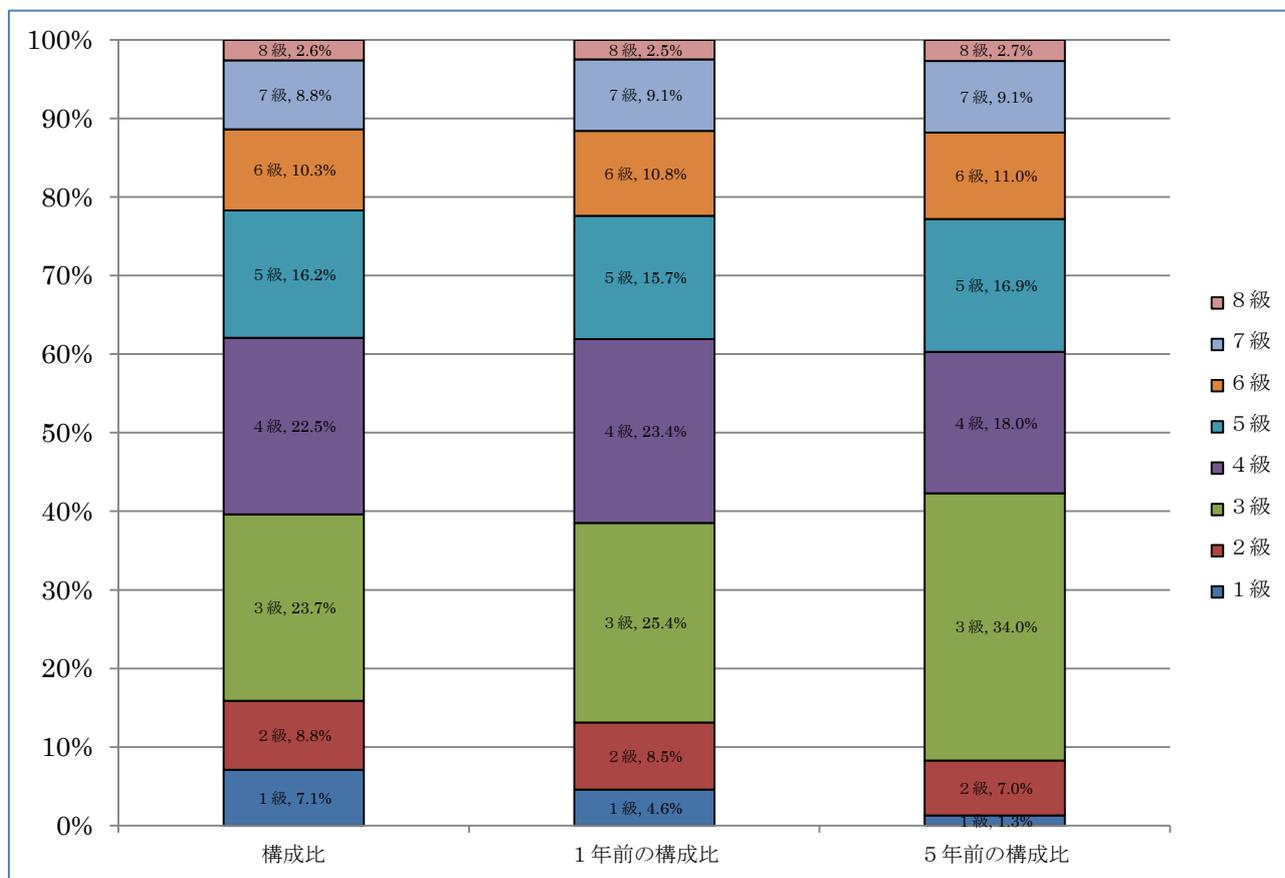
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,700 円	360,600 円	387,533 円	407,254 円
	高校卒	—	311,100 円	355,514 円	391,500 円
技能労務職	高校卒	—	286,700 円	313,567 円	—

表中の「—」は該当する職員がいない階層です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事・技師 主事補 技師補	主事 技師	主査	副主幹	係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	25人	31人	83人	79人	57人	36人	31人	9人	351人
構成比	7.1%	8.8%	23.7%	22.5%	16.2%	10.3%	8.8%	2.6%	100.0%
1号給の 給料月額	137,600円	187,700円	223,900円	258,300円	285,000円	315,800円	369,100円	405,800円	
最高号給の 給料月額	244,900円	301,900円	347,700円	378,700円	390,700円	407,900円	442,600円	466,300円	

(注) 真岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(8) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

真岡市	栃木県	国
(平成27年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7級・8級職員) 期末手当 勤勉手当 2.20月分 2.00月分  ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分	(平成27年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7級・8級職員) 期末手当 勤勉手当 2.20月分 2.00月分  ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分	(平成27年度支給割合) ◎特定幹部職員 (本府省課長等) 期末手当 勤勉手当 2.20月分 2.00月分  ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
1人当たり平均支給年額 (平成27年度) 1561千円		

② 退職手当 (平成28年3月31日現在)

真岡市	国
自己都合 定年・応募認定 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 22,804千円	自己都合 定年・応募認定 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当

支給実績 (平成27年度決算)	39,319千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	84,195円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
真岡市	2%	465人	2%
宇都宮市	4%	2人	4%
地域手当補正後のラスパイレス指数			99.1%
			(ラスパイレス指数) 99.1%

④ 特殊勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	262,500円		
職員全体に占める支給職員の割合 (平成27年度決算)	0.6%		
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)	87,500円		
手当の種類 (手当の数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症予防 作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業	日額1,000円

行路死病人収容 作業手当	行路死病人の収容作業に従事した職員	行路死病人の収容作業	行路病人 1回 2,000円 行路死亡人 1回 4,000円
災害復旧作業手当	災害の現場で救援及び復旧作業に従事した職員	災害の現場での救援及び復旧作業	日額 500円
清掃業務作業手当	清掃事業所に勤務し、現場で直接に収集、運搬、処分などに従事した職員	現場でのゴミの収集、運搬、処分など	日額 500円
犬、猫死体処理 作業手当	犬、猫死体処理作業に従事した職員	犬、猫の死体処理作業	日額 300円

⑤時間外勤務手当

平成 27 年度決算	支給総額	121,319 千円
	職員 1 人当たり支給年額	319 千円
平成 26 年度決算	支給総額	123,030 千円
	職員 1 人当たり支給年額	321 千円

⑥その他の手当（平成 27 年度）

・支給対象職員及び支給額等

区 分	支給対象職員	支給額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容																				
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> </ul> （ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人は 11,000円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—																				
住居手当	自ら居住する住宅を借り受け、月額 12,000円を超える家賃を支払っている職員	借家、借間居住者 家賃の額に応じ、最高 27,000円まで	同じ	—																				
通勤手当	交通機関を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高 55,000円まで</li> <li>・自動車等利用者 通勤距離に応じ、月額 3,300円から 31,600円</li> </ul>	異なる	自動車等使用者の支給額																				
管理職手当	管理または監督の地位にある職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長級職員 70,400円</li> <li>・課長級職員 53,100円</li> <li>・課長補佐級職員 41,500円</li> </ul> ※平成 22 年 12 月から行政職給料表（一）6 級以上で 55 歳以上の職員は 1.5%の減額	異なる	職の区分及び支給率																				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員	宿日直勤務または日直勤務 1 回につき 6,600円 ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は 2,300円	異なる	支給額																				
単身赴任 手当	異動に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することになった職員で異動前の居住地から異動後の勤務地に通勤することが困難な職員	月額 26,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の距離が 100km 以上である職員にあっては、交通距離の区分に応じて市規則で定める額を加算した額） （加算額） <table border="1"> <tr><td>100 km 以上 300km 未満</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>300 km 以上 500km 未満</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>500 km 以上 700km 未満</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>700 km 以上 900km 未満</td><td>26,000円</td></tr> <tr><td>900 km 以上 1,100km 未満</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>1,100 km 以上 1,300km 未満</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>1,300 km 以上 1,500km 未満</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>1,500 km 以上 2,000km 未満</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>2,000 km 以上 2,500km 未満</td><td>53,000円</td></tr> <tr><td>2,500 km 以上</td><td>58,000円</td></tr> </table>	100 km 以上 300km 未満	6,000円	300 km 以上 500km 未満	13,000円	500 km 以上 700km 未満	20,000円	700 km 以上 900km 未満	26,000円	900 km 以上 1,100km 未満	33,000円	1,100 km 以上 1,300km 未満	38,000円	1,300 km 以上 1,500km 未満	43,000円	1,500 km 以上 2,000km 未満	48,000円	2,000 km 以上 2,500km 未満	53,000円	2,500 km 以上	58,000円	同じ	—
100 km 以上 300km 未満	6,000円																							
300 km 以上 500km 未満	13,000円																							
500 km 以上 700km 未満	20,000円																							
700 km 以上 900km 未満	26,000円																							
900 km 以上 1,100km 未満	33,000円																							
1,100 km 以上 1,300km 未満	38,000円																							
1,300 km 以上 1,500km 未満	43,000円																							
1,500 km 以上 2,000km 未満	48,000円																							
2,000 km 以上 2,500km 未満	53,000円																							
2,500 km 以上	58,000円																							

<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>臨時又は緊急の必要等により週休日、休日等又は週休日等以外の午前0時から午前5時までまでに間に勤務した管理職員</p>	<p>[週休時、休日等]          ・部長級職員 8,000 円          ・課長級職員 6,000 円          ・課長補佐級職員 4,000 円          ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額</p> <p>[週休日等以外の午前0時から午後5時]          ・部長級職員 4,000 円          ・課長級職員 3,000 円          ・課長補佐級職員 2,000 円</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>
-----------------------------	---	--	-----------	----------

・支給実績及び1人あたり平均支給年額（平成27年度決算）

区 分	支給実績	支給職員1人あたり 平均支給年額
扶養手当	47,467 千円	211,905 円
住居手当	15,494 千円	286,931 円
通勤手当	30,970 千円	78,010 円
管理職手当	50,780 千円	583,682 円
宿日直手当	1,911 千円	8,063 円
単身赴任手当	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	79 千円	3,038 円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成27年度）

区 分		給 料 月 額 等	減 額 措 置	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市 長 副市長	1,015,000 円 805,000 円		市 長 1,037,000 円 / 435,000 円 副市長 857,000 円 / 571,000 円
報酬	議 長 副議長 議 員	530,000 円 435,000 円 405,000 円		議 長 543,000 円 / 350,000 円 副議長 503,000 円 / 300,000 円 議 員 457,000 円 / 280,000 円
期末 手当	市 長 副市長	(平成 27 年度支給割合) 6 月期 1.475 月分 1 2 月期 1.675 月分 計 3.15 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成 27 年度支給割合) 6 月期 1.475 月分 1 2 月期 1.675 月分 計 3.15 月分		
退職 手当	栃木県市町村総合事務組合に加入  (算定方式) 市 長 1 月につき給料月額の 4 2 / 1 0 0 (支給時期) 任期終了毎に支給 副市長 1 月につき給料月額の 2 5 / 1 0 0			

2. 定員管理について

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

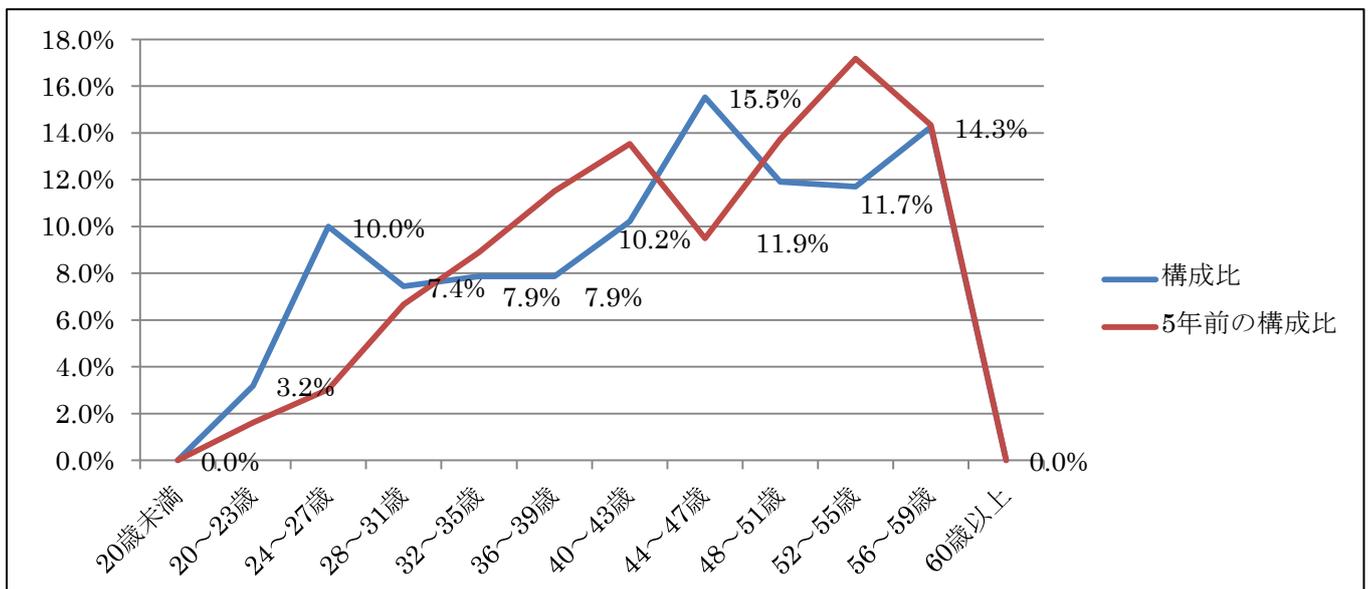
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 要 因
		平成 27 年度	平成 28 年度		
一般行政部門	議 会	7	6	△1	運転手の退職不補充
	総務企画	104	105	1	新市庁舎建設関係事務の増加
	税 務	29	29	—	
	民 生	59	60	1	保育士の新規採用
	衛 生	35	37	2	子育て世代包括新センターの業務増、保全センターへの職員配置
	労 働	—	—	—	
	農林水産	24	24	—	
	商 工	9	9	—	
	土 木	52	52	—	
	小 計	319	322	3	(参考) 人口 10,000 人当たり職員数 39.8 人
特別行政部門	教 育	92	93	1	芳賀地区広域行政事務組合教育委員会解散に伴う業務の増加
	小 計	92	93	1	
普通会計 計		411	415	4	(参考) 人口 10,000 人当たり職員数 51.3 人
公営企業等会計部門	水 道	12	12	—	
	下 水 道	16	16	—	
	そ の 他	28	27	△1	企業誘致事務の縮小
	小 計	56	55	△1	
合 計		467	470	3	(参考) 人口 10,000 人当たり職員数 58.1 人

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	15	47	35	37	37	48	73	56	55	67	0	470



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況等

①定員適正化目標

本市は総務省の定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較し、少ない職員数ですが、人口減少社会の到来が予想される中、限られた財源の中で最大の効果を上げることが継続して求められており、組織機構の見直し、業務の外部委託等の推進、業務のやり方改善、職員の資質向上、再任用職員の積極的な活用の方策をもちいて、平成32年4月1日までに平成27年4月1日現在の職員数から1.5%削減することを目標としています。

②定員適正化手法の概要

計画策定時において、5年間で約91人の職員の定年退職が予定されることから、新規職員採用を抑制することにより計画的職員削減を図ります。新規または重点事業を実施する部署では業務増により職員数を増加する必要がありますが、事務事業と職員数の関係は毎年定期的に見直しており、スクラップアンドビルドの繰り返しにより弾力的かつ効果的な人事配置を行います。

③定員適正化計画（第6次）の年次別推進状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区 分		H27	H28	(参考) H32 数値目標
一般行政	減員		4	17
	増員		7	14
	差引		3	△ 3
	職員数	319	322	316
特別行政	減員		2	4
	増員		3	3
	差引		1	△ 1
	職員数	92	93	91
公営企業 等会計	減員		1	3
	増員		0	0
	差引		△ 1	△ 3
	職員数	56	55	53
計	減員		7	24
	増員		10	17
	差引		3	△ 7
	職員数	467	470	460

(注) 第6次定員適正化計画の計画期間は、平成28年度から32年度の5年間です。

○定員適正化計画（第6次）の数値目標

期 日	前年度 退職者数	前年度 4/2以降 採用者	採用者数	職員数	前年との 比較
H27. 4. 1				4 6 7	
H28. 4. 1	2 4	0	2 7	4 7 0	3
H29. 4. 1	1 7	0	1 4	4 6 7	△ 3
H30. 4. 1	1 4	0	1 2	4 6 5	△ 2
H31. 4. 1	2 1	0	2 0	4 6 4	△ 1
H32. 4. 1	1 5	0	1 1	4 6 0	△ 4
計	9 1	0	8 4		△ 7
平成27年4月1日と平成32年4月1日との比較：△7人 △1.50%					

(注) 第6次定員適正化計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間です。

3. 職員の任免について

(1) 職員の採用試験の状況（平成27年度）

区 分	申込者数	第1次受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
一般事務	118	100	39	18	5.6
土木・建築事務	22	19	12	3	6.3
保健師	—	—	—	—	—
保育士	23	23	8	3	7.0
計	163	141	59	24	5.9

(2) 職員の採用の状況

区 分	競争試験			選 考			計	
	男性	女性	計	男性	女性	計		
職 種	一般事務	11	7	18	1 (警察)	—	1	19
	土 木	1	0	1	—	—	—	1
	建 築	2	0	2	—	—	—	2
	保健師	—	—	—	—	—	—	—
	保育士	0	3	3	—	—	—	3
	教育公務員	—	—	—	4 (指導主事)	2 (指導主事)	6 (指導主事)	6
再任用職員	—	—	—	4	—	—	—	
計	14	10	24	9	2	7	31	

(注) 採用者数は平成27年4月2日から平成28年4月1日までに採用された者です。  
 選考採用は、職務の特殊性等により競争試験が馴染まないため選考により採用されたものです。  
 再任用（短時間を含む。）は、定年退職者の中から従前の勤務実績などの基づく選考により、期間（1年以内）を定めて採用された者です。なお、任用期間の更新者は含みません。

(3) 職員の退職の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区 分	男性	女性	計
定年退職	17	3	20
早期退職	1	3	4
自己都合	0	0	0
再任用満了	0	0	0
そ の 他	4	0	4
計	22	6	28

(4) 早期退職希望者の認定結果（平成27年度）

認定を受けた応募者の数	4名
-------------	----

※募集実施要項については別紙のとおり

4. 職員の勤務時間、休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間 45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成27年度）

総付与日数 A	総使用日時数 B	対象職員数 C	平均取得日時数 B/C	取得率 B/A
17,993日	4,709日	467人	10日1時間	26.2%

(3) 時間外勤務の状況（平成27年度）

時間外勤務総時間数	職員1人当たりの 時間外勤務総時間数
49,395時間	130.0時間

## (4) 特別休暇等の状況

休暇の種類	休暇を与える期間等	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
社会貢献活動のための休暇	1年度において5日の範囲内の期間	有給
結婚休暇	5日の範囲内の期間	有給
生理休暇	2日の範囲内で必要と認められる期間	有給
妊産婦の健康診査のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回とし、それぞれ1日の範囲内で必要と認められる期間	有給
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合には、出産の日までの申し出た期間	有給
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)	有給
1歳未満の子の保育のために必要と認められる授乳等を行うための休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間	有給
妻の出産に伴う休暇	2日の範囲内の期間	有給
妻の産前産後期間中における子の養育のための休暇	当該期間内において5日の範囲内の期間	有給
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	1年度において5日の範囲内の期間(対象となる子が2人以上いる場合は10日の範囲内)	有給
要介護者の介護、その他世話を行なうための休暇	1年度において5日の範囲内の期間(対象となる子が2人以上いる場合は10日の範囲内)	有給
忌引休暇	死亡した親族の区分に応じ、1日から7日の範囲内	有給
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	7月から9月までの期間内における、原則として連続する3日の範囲内の期間	有給
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間	有給
災害時の通勤途上における身体の危険を回避するための休暇	必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給
組合休暇	1年度において30日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間	無給

## (5) 育児休業の状況（平成27年度）

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	—	2
育児休業期間延長の承認件数	—	1

## (6) 旅費制度の概要（平成27年度）

区 分		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
特別職	市長・副市長・教育長・議会の議員・執行機関の長・監査委員	3,300円	16,500円	3,300円
	執行機関の委員	3,000円	14,800円	3,000円
	附属機関の委員及びその他の各種委員	2,600円	13,100円	2,600円
	臨時、非常勤の顧問、嘱託員、調査員及びこれらの者に準ずる者	2,600円	13,100円	2,600円
一般行政職	行政職給料表(一)7級以上の職員	2,600円	13,100円	2,600円
	行政職給料表(一)4級、5級及び6級の職員	2,400円	13,100円	2,400円
	行政職給料表(一)3級の職員	2,200円	11,800円	2,200円
	行政職給料表(一)2級の職員	2,000円	11,800円	2,000円
	行政職給料表(一)1級の職員	1,800円	11,800円	1,800円
労務職能	行政職給料表(二)4級及び5級の職員	2,200円	11,800円	2,200円
	行政職給料表(二)2級及び3級の職員	2,000円	11,800円	2,000円
	行政職給料表(二)1級の職員	1,800円	11,800円	1,800円

(注) 日当は、目的地が県外で、かつ30キロメートルを超える市町村への出張に対して支給する

## (7) 職員の営利企業等従事許可に関するサービスの状況（平成27年度）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	—
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合 (内、国勢調査指導員に従事するもの)	67 (52)
合 計	67

## 5. 職員の分限及び懲戒処分状況

## (1) 分限処分者数（平成27年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	4	—	4
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—

## (2) 懲戒処分者数（平成27年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

(総括表) (平成 27 年度実績)

区分	実施主体	回数(回)	人数(人)
一般研修	真岡市	44	287
派遣研修	管理監督者研修	栃木県市町村振興協会	73
	階層別研修	栃木県市町村振興協会	48
		芳賀地区広域行政事務組合	145
	指導者養成	栃木県市町村振興協会	4
	専門研修	市町村職員中央研修所	1
		全国市町村国際文化研究所	1
全国建設研修センター		3	
自己啓発	各実施団体	15	20
合計		124	582

・栃木県市町村振興協会が実施した研修

区分	研修名	期間(日)	回数(回)	人数(人)	人数内訳		
					男	女	
派遣研修	管理監督職員研修	行政法講座	2	1	3	3	0
		職場リーダー研修	2	1	5	5	—
		コミュニケーション・カウンセリング講座	2	2	6	4	2
		ファシリテーション講座	2	1	6	4	2
		メンタルヘルスケア講座(職場のメンタルヘルスケアと復帰支援)	2	1	5	3	2
		トピック講座Ⅰ(公務文書管理の実務と情報公開制度)	2	1	4	4	0
		メンタルヘルス講座	1	2	5	3	2
		政策法務実践講座	2	1	2	2	—
		クレーム対応力講座	1	2	4	2	—
		課長級マネジメント研修(戦略経営講座)	1	1	4	4	—
		組織内リスク管理講座	1	1	4	4	—
		パワーハラスメント防止研修	1	3	12	10	2
		住民との協働講座	2	1	3	1	2
		タイムマネジメント講座	1	2	3	1	2
		管理者研修	1	1	7	6	1
派遣研修	階層別	トピック講座Ⅱ(債権管理研修)	1	1	1	1	—
		法務基礎養成講座	2	1	10	9	1
		接遇レベルアップ講座	2	1	9	7	2
		折衝・交渉力研修	1	1	3	3	—
		民法講座	2	2	6	5	1
		プレゼンテーション講座	2	1	4	3	1
		広聴広報力向上講座	1	2	4	3	1
		OJT研修	1	1	4	2	2
		情報力研修	2	1	2	2	—
		研修担当者研修	1	1	1	1	—
派遣研修	指導者養成	公務員指導者養成研修	3	1	1	1	—
		接遇指導者養成研修	3	1	2	0	2
		「公務員倫理を考える」(JNET)指導者養成研修	3	1	1	1	—
合計		42	36	121	94	27	

・芳賀地区広域行政事務組合が実施した研修

区 分	研 修 名	期間 (日)	回数 (回)	人数 (人)	人数内訳		
					男	女	
派遣研修	階層別研修	接遇研修	2	3	9	3	6
		法制執務研修	2	1	6	6	0
		主事・技師研修	7	1	8	4	4
		主事技師選択講座 民法講座	3	1	6	4	2
		主事技師選択講座 地方自治法講座	3	1	6	3	3
		主事技師選択講座 地方公務員法講座	3	2	5	3	2
		折衝力交渉力向上研修	2	1	4	2	2
		中堅職員研修	2	1	6	1	5
		文書事務講座	1	1	9	5	4
		創造性開発研修	2	1	8	6	2
		J S T研修 (基本コース)	3	1	10	6	4
		J S T研修 (応用コース)	2	2	21	9	12
		管理者研修	2	1	5	5	—
		ライフプラン研修	1	1	3	3	—
		現業職員研修	1	1	10	9	1
		新規採用職員研修	8	1	25	16	9
メンタルヘルス研修	1	1	4	4	—		
合計		45	21	145	89	56	

・市が実施した研修

区 分	研 修 名	期間 (日)	回数 (回)	人数 (人)	人数内訳		
					男	女	
一般研修	階層別研修	ビジネス対応セミナー	1	2	27	17	10
		電信電話ユーザ協会 電話対応コンクール	1	1	4	2	2
		階層別通信教育研修	4~8カ月	3	30	25	5
		メンタルヘルスセミナー・ワーク	1	2	88	57	31
		5、6年目職員研修	2	1	15	9	6
		女性リーダー向けキャリアアップ研修	1	1	12	—	12
		キャリアデザイン研修	1	1	18	10	8
		新規採用職員研修	3	1	26	17	9
		新規採用職員物販等研修	1	13	26	17	9
		行政研究視察研修	2~1	4	21	13	8
		認知症サポーター養成講座	1	1	38	16	22
自己啓発	通信教育	6カ月	15講座	20	10	10	
合計			44	287	177	110	

・その他研修機関が実施した研修

区分	研 修 名	期間 (日)	回数 (回)	人数 (人)	人数内訳	
					男	女
派遣専門 研修	市町村職員中央研修所	9	1	1	—	1
	全国市町村国際文化研究所	3	1	1	—	1
	全国建設研修センター	3~5	3	3	3	—
合計			5	5	3	2

(2) 勤務成績の評定の概要 (平成27年度)

評定の回数	2回
評定の時期	10月・3月
評定の対象人数	467人

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成 27 年度）

区分		受診者（人）
定期健康診断		228
がん検診	胃がん健診	144
	肺がん健診	222
	大腸がん健診	194
	乳がん健診	58
	子宮頸がん健診	32
	前立腺がん検診	51
	肝炎ウイルス検査	20
人間ドック		237

(2) 公務災害・通勤災害の状況

区 分	公務災害	通勤災害	合 計
平成 27 年度	2	0	2

(3) 福利厚生事業に関する状況

本市職員の年金制度及び健康保険制度は、栃木県市町村職員共済組合で行なっている。

その他の福利厚生事業は、真岡市職員互助会で行なっている。

①市町村職員共済組合について

(ア) 平成 27 年度事業主負担金決算額 585,704,752 円

(イ) 事業概要

短期給付	長期給付	福祉事業
職員とその家族の病気、怪我、出産、死亡、休業または災害に対する給付	退職・障害・死亡に対する年金や一時金の給付	健康診査などの健康増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等

②真岡市職員互助会について

(ア) 会員掛金及び事業主負担金率（給料月額に対する負担金率）

区 分	会員掛金	市負担金	負担金割合（職員：市）
平成 25 年度	2.5/1000	2.5/1000	1 : 1
平成 26 年度	2.5/1000	2.5/1000	1 : 1
平成 27 年度	2.5/1000	2.5/1000	1 : 1

(イ) 平成 27 年度の状況

a 平成 27 年度事業主負担金決算額等

決算額	会員数	会員 1 人当たり負担額
5,808,508 円	594 名	9,779 円

※会員数は、市が支出した事業主負担金の積算基礎となった職員及び嘱託職員の数

※上記には、事業費の他、事務費も含む

b 事業内容

[事業主負担金で運営している事業]

- ・各課救急薬品費用
- ・人間ドック・脳ドック補助

[会員掛金及び事業主負担金で運営している事業]

- ・リフレッシュ事業
- ・市内施設等利用助成事業
- ・夏祭り等地域行事参加事業
- ・互助会冊子作製事業

[会員掛金で運営している事業]

- ・慶弔給付事業
- ・傷病給付事業
- ・退会給付事業
- ・元気回復旅行補助事業
- ・県施設利用補助事業

c 見直し状況

平成 17 年度から掛金率及び負担金率を 0.5/1000 引き下げ、3/1000 にした。

平成 18 年度から負担金を投入する事業を明確にし、事業内容を見直した。

平成 25 年度から掛金率及び負担金率を 0.5/1000 引き下げ、2.5/1000 にした。

8. 公平委員会の業務の状況

職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成 27 年度)

該当無し

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成 27 年度)

該当無し

(3) 職員からの苦情処理の状況 (平成 27 年度)

該当無し

## 平成27年度真岡市早期退職者募集実施要項

### 1 趣旨

この要項は、一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第33号。以下「退職手当条例」という。）第8条の6第2項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例及び退職手当の支給に関する規則（平成18年組合規則第30号。以下「退職手当規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、平成28年3月31日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げ又は繰り上げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げ又は繰り上げるものとする。

### 3 募集人数

早期退職者募集人数は2人とする。

### 4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は5月11日（月）午前9時から6月12日（金）午後5時までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

### 5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、退職日において、年齢45歳以上60歳未満の職員とする。
- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。
  - ① 退職手当条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者
  - ② 法律により任期を定めて任用される者
  - ③ 退職手当条例第8条の6第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - ④ 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 6 応募又は応募の取下げの手續

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4(1)の期間内に、応募申請書（退職手当規則様式第11号）を市長に提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下申請書（退職手当規則様式第

12号)を市長に提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、6月30日(火)とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

(1) 応募が当募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職者募集に関する問い合わせ先

総務部総務課人事給与係

電話 0285-83-8099(内線2143)